

監査結果公表第17-31号

随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年3月2日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	三 宅 博
同	田 中 久 夫

記

- 1 随時監査（工事監査）対象工事
第6回工事監査
久宝寺線横断デッキ上部工事
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 0729-24-3896（直通）
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村晃義様
八尾市議会議員 杉本春夫様

八尾市監査委員	西浦昭夫
同	北山諒一
同	三宅博
同	田中久夫

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施日及び対象工事

第6回工事監査

実施日 平成18年1月11日
対象工事 久宝寺線横断デッキ上部工事

2 監査の目的及び着眼点

工事が関係法令等にのっとり合理的かつ適正に行われているかどうかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から執行状況の説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、工事技術調査に関する事項については(社)大阪技術振興協会に委託し、工事技術調査報告書を参考にした。

3 監査の結果

工事の施工について、設計書及び関係図書類等の処理、工事施工管理並びに現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意、又は検討を要するものが見受けられた。

今後は、これらに十分留意し、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定により遅滞なく通知されたい。

【龍華地区都市拠点整備室】久宝寺線横断デッキ上部工事

1 工事の概要

- (1) 工事場所：八尾市龍華町1，2丁目地内
- (2) 工事目的：竜華地区内デッキ計画のうち都市計画道路久宝寺線を横断しJR久宝寺駅と商業複合地区を連結する横断歩道橋の整備
- (3) 工事内容：屋根付き横断歩道橋 橋長 39.437m
有効幅員 W=6.00m 橋梁形式 鋼単純非合成I桁橋
取付け階段 2箇所 有効幅員 W=2.00m
- (4) 工事費用：101,010,000 円（消費税込）
- (5) 工事期間：平成17年 6月16日 ～ 平成18年 3月20日
- (6) 施工業者：㈱奥村組 関西支社

2 監査の結果

平成17年12月31日現在における本工事の出来高は32%であり、上部工の桁が搬入され一部の組立が開始されている状況であった。現時点で全般に目視にて調査した限りにおいては、良好な施工状態であると判断されたが、今後の施工に当たり特に留意が望まれる個々の指摘事項については、下記に示すとおりである。

(1) 設計について

ア 視覚障害者用の誘導ブロック張りが計画されており、北側の路肩より60cm内側の位置に配置することになっているが、西側の既存デッキとの取付け部ではL字型に折れ曲がり迂回する形状になっているので、この配置で問題はないか関係する部署と再度現地確認等を行っておくことが望まれる。

イ 東端に手すり付きの転落防止柵を計画しているが、本工事完了時には東側階段部分までの供用となり同階段に誘導する位置に設置すべきと考えられる。

ウ 設計図面に上部工の桁架設施工図が示されていたが、実質的な施工を示したものではなく積算内容とも一致しないものであるので「参考図」としておくべきであった。今後の対応として打合せ協議書又は指示書にて適切に処理をされたい。

(2) 積算について

設計書の単価の一部に、夜間割増しの扱いについて疑義が見られたので留意されたい。

(3) 契約について

本工事は鋼材の入手難のため桁製作が約1ヵ月遅れており、現在の進捗状況では所定の工期内竣工が困難で年度繰越手続きが必要である。手続きについては、新たな工期設定をよく検討し適正に処理されたい。

(4) 施工について

ア 鋼桁の工場検査の内、組立についてはシミュレーションによるものとなっていた。実際の桁架設時においては、再度桁組立状況の立会を行っておくことが望まれる。

イ 工事写真について、現場作業の進捗が遅れていたためわずかな量であった。今後は上部工の床版鉄筋組立や地覆及び高欄、上屋工のアンカー部分等の写真を詳細に撮影するよう留意されたい。